

令和 7 年
第 1 回定例会

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会会議録

令和 7 年 2 月 2 7 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

令和 7 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会会議録 目 次

期日	1
場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	2
議事日程	2
追加議事日程	3
開会・開議	5
会議録署名議員指名	5
諸般の報告	5
例月出納検査の結果報告	5
挨拶（深井祐子副管理者）	5
日程第 1 会期の決定について	6
日程第 2 議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行 条例の一部を改正する条例	6
日程第 3 議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する 条例の一部を改正する条例	6
日程第 4 議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休 日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	7
日程第 5 議案第 7 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等 に関する条例の一部を改正する条例	7
日程第 6 議案第 8 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料 等に関する条例の一部を改正する条例	7
日程第 7 議案第 9 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例	7
日程第 8 議案第 10 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に 関する条例の一部を改正する条例	7
日程第 9 議案第 11 号 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条 例の一部を改正する条例	7
提案理由説明（高垣克好総務部長）	7

委員会付託	8
日程第 1 0 議案第 1 2 号 和解について	8
提案理由説明（高垣克好総務部長）	8
委員会付託	9
日程第 1 1 議案第 1 号 令和 6 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 4 号）	9
提案理由説明（高垣克好総務部長）	9
委員会付託	10
日程第 1 2 議案第 2 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算	10
日程第 1 3 議案第 3 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について	10
提案理由説明（高垣克好総務部長）	10
委員会付託	11
日程第 1 4 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について	11
提案理由説明（高垣克好総務部長）	11
日程第 1 5 議員の派遣について	12
会議時間の延長	12
休憩	12
再開	12
日程の追加	12
追加日程第 1 議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例	13
追加日程第 2 議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	13
追加日程第 3 議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	13
追加日程第 4 議案第 7 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	13
追加日程第 5 議案第 8 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	13

追加日程第 6	議案第 9 号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	13
追加日程第 7	議案第 10 号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	13
追加日程第 8	議案第 11 号	東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例……………	13
追加日程第 9	議案第 12 号	和解について……………	13
総務・事業委員会審査結果報告（松原秀典委員長）……………			13
採決……………			14
追加日程第 10	議案第 1 号	令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 4 号）……………	15
財務委員会審査結果報告（福沢剛委員長）……………			15
採決……………			16
追加日程第 11	議案第 2 号	令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算……………	16
追加日程第 12	議案第 3 号	令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について……………	16
採決……………			16
追加日程第 13	議員提出議案第 1 号	東京二十三区清掃一部事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例……………	16
追加日程第 14	議員提出議案第 2 号	東京二十三区清掃一部事務組合議会会議規則の一部を改正する規則……………	17
追加日程第 15	議員提出議案第 3 号	東京二十三区清掃一部事務組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	17
採決……………			17
挨拶（深井祐子副管理者）……………			18
閉会……………			18

令和 7 年第 1 回

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 令和 7 年 2 月 2 7 日 (木)

2 場 所 東京区政会館 2 0 2 ・ 2 0 3 会議室

3 出席議員 (2 0 名)

1 番	千代田区	秋 谷 こ う き
4 番	新宿区	ひ や ま 真 一
5 番	文京区	白 石 英 行
6 番	台東区	高 森 喜 美 子
7 番	北区	大 沢 た か し
8 番	荒川区	北 城 貞 治
9 番	品川区	渡 辺 ゆ う い ち
1 0 番	目黒区	お の せ 康 裕
1 1 番	大田区	松 原 秀 典
1 2 番	世田谷区	お ぎ の け ん じ
1 3 番	渋谷区	丸 山 高 司
1 4 番	中野区	酒 井 た く や
1 5 番	杉並区	井 口 か づ 子
1 6 番	豊島区	芳 賀 竜 朗
1 7 番	板橋区	田 中 や す の り
1 8 番	練馬区	福 沢 剛
1 9 番	墨田区	佐 藤 篤
2 0 番	江東区	山 本 香 代 子
2 1 番	足立区	た だ 太 郎
2 3 番	江戸川区	藤 澤 進 一

4 欠席議員 (3 名)

2 番	中央区	瓜 生 正 高
3 番	港区	鈴 木 た か や
2 2 番	葛飾区	伊 藤 よ し の り

5 出席説明員

副管理者	深 井 祐 子
監査委員	橋 本 正 彦

総務部長	高 垣 克 好
調整担当部長	古 舘 陽
清掃事業国際協力室長	渡 部 洋 一
施設管理部長	中 尾 正 巳
処理技術担当部長	南 洋 介
建設部長	真 島 建 司
計画推進担当部長	阿 閉 聡
総務課長	増 谷 尚 余
清掃事業国際協力課長	三 羽 憲 和
管理課長	鈴 木 和 歌
計画推進課長	山 本 泰 弘

6 出席議会事務局職員

事務局長	市 川 保 夫
事務局次長	秋 山 兵 吾
書記	市 田 朋 子
同	木 内 昌 彦

7 議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行 条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する 条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休 日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 7 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等 に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 8 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料 等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 9 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 10 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に 関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 11 号 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 12 号 和解について

日程第 11 議案第 1 号 令和 6 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 12 議案第 2 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

日程第 13 議案第 3 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

日程第 14 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について

日程第 15 議員の派遣について

8 追加議事日程

追加日程第 1 議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 3 議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 4 議案第 7 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 5 議案第 8 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 6 議案第 9 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 7 議案第 10 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 8 議案第 11 号 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例

追加日程第 9 議案第 12 号 和解について

追加日程第 10 議案第 1 号 令和 6 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 4 号）

- 追加日程第 1 1 議案第 2 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
- 追加日程第 1 2 議案第 3 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について
- 追加日程第 1 3 議員提出議案第 1 号 東京二十三区清掃一部事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 4 議員提出議案第 2 号 東京二十三区清掃一部事務組合議会会議規則の一部を改正する規則
- 追加日程第 1 5 議員提出議案第 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

開 会（午後 3 時 2 6 分）

○田中やすのり議長 ただいまから、令和 7 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 112 条の規定に基づき、10 番おのせ康裕議員、11 番松原秀典議員を会議録署名議員に指名いたします。

次に、諸般の報告について、事務局長より報告いたします。

○市川保夫事務局長 御報告申し上げます。

- 1 令和 7 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 説明員の出席について

以上 3 件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので内容の朗読を省略いたします。

なお、本日、御出席いただいている議員は 20 名でございます。

○田中やすのり議長 次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので事務局長より報告いたします。

○市川保夫事務局長 御報告申し上げます。お手元に、令和 6 年 12 月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしておりますので、配付をもって報告いたします。

○田中やすのり議長 ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

深井副管理者。

○深井祐子副管理者 副管理者の深井でございます。本来であれば、吉住管理者から御挨拶を申し上げるところでございますが、本日は他の公務により欠席のため、私から令和 7 年第 1 回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

議長の皆様方におかれましては、各区議会定例会の会期中であるなど、大変に御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ま

た、当組合の運営につきましては、日頃から御理解、御協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて、本日の定例会に提出いたします議案でございますけれども、予算案が3件、条例案が8件、和解が1件、報告が1件でございます。令和7年度一般会計予算案は、厳しい財政状況が続く中におきましても、経費縮減と財源確保の取組を着実に進め、当組合の経営理念でございます「区民の信頼に応える安全で安定した清掃工場等の効率的運営」の実現を基本に編成をさせていただいたものでございます。予算特別委員会では、予算面から清掃一組の事業を御審議いただく貴重な機会であると考えているところでございます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

○田中やすのり議長 副管理者の挨拶が終わりました。

これより日程に入ります。

日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 1 会期の決定について

○田中やすのり議長 会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第4条第1項第1号の規定に基づき、本日2月27日から3月3日までの5日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から3月3日までの5日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第2から日程第9までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 2 議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例の

一部を改正する条例

日程第 4 議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 7 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 8 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 9 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 10 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 11 号 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例

○田中やすのり議長 これらの案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○高垣克好総務部長 議案第 4 号から第 11 号までの 8 議案につきまして、提案理由及びその内容を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第 4 号、東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行による地方自治法の改正に伴い、条例改正を行うものでございます。

次に、議案第 5 号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するものでございます。

議案第 6 号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、子育て部分休暇を導入するもので、子の看護休暇等に係る規定も整備いたします。

次に、議案第 7 号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらは、子育て部分休暇の導入に伴い、条例改正を行うものでございます。

議案第 8 号、東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例は、関係特別区が組織する他の一部事務組合の常勤副管理者の給料等との均衡を図るため、給料月額及び期末手当の支給割合を改定するものでございます。

議案第 9 号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、国の給与制度との均衡等を踏まえ、23区と同様に、再任用職員に住居手当を支給します。また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するものでございます。

議案第 10 号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例は、雇用保険法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するものでございます。

最後に、議案第 11 号、東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例は、行政財産の使用を許可する場合の使用料について、特別区における公園占用料等の改定を踏まえ、条例改正するものでございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中やすのり議長 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第 10 を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 10 議案第 12 号 和解について

○田中やすのり議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○高垣克好総務部長 議案第 12 号、和解についてにつきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、東京電力ホールディングス株式会社の福島第一原子力発電所の事故に起因して、当組合が令和 4 年度中に実施した放射能対策経費について、東京電力と合意するもので、賠償金の額は 1,314 万 6,320 円

でございます。

本内容により相手方と和解することについて地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものです。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中やすのり議長 提案理由の説明は終わりました。

本案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第11を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 11 議案第1号 令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第4号）

○田中やすのり議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○高垣克好総務部長 議案第1号、令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。議案に添付しております冊子、補正予算書（第4号）の3ページを御覧ください。

初めに、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ11億4,686万6,000円を減額し、補正後の予算額を1,012億2,600万円と定め、その款、項の区分ごとの金額について、次の4ページ、5ページにあります第1表、歳入歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

次に、6ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を第2表、繰越明許費のとおり定めるものでございます。

右側の7ページを御覧ください。

最後に組合債の補正につきましては、千歳清掃工場延命化事業、及び新江東清掃工場延命化事業に係る組合債の限度額について、地方自治法230条第1項の規定により、第3表、組合債補正のとおり変更するものでござ

ざいます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○田中やすのり議長 提案理由の説明は終わりました。

本案については、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第 12 及び日程第 13 を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 12 議案第 2 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
日程第 13 議案第 3 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金に
ついて

○田中やすのり議長 これらの案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○高垣克好総務部長 議案第 2 号及び第 3 号につきまして、提案理由及びその内容を
一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第 2 号、令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会
計予算でございます。議案に添付しております冊子、一般会計予算書の 3
ページを御覧ください。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1, 0 4
6 億 6 0 0 万円と定め、その款、項の区分ごとの金額について、次の 4 ペ
ージ、5 ページにあります第 1 表、歳入歳出予算のとおり定めるものでご
ざいます。

次に、6 ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、地方自治法第 214 条の規定により、債
務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、第
2 表、債務負担行為のとおり定めるものでございます。

次に、8 ページをお開きください。

組合債につきましては、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起
こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償
還の方法について、第 3 表、組合債のとおり定めるものでございます。

恐れ入ります。3 ページにお戻りください。

最後の項目の一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による、借入れの最高額を100億円と定めるものでございます。

次に、議案第3号、令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金についてでございます。

予算書の17ページを御覧ください。

当組合同約第16条の規定に基づき提案するもので、分担金総額を520億円と定めるものでございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中やすのり議長 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、委員会条例第2条の2の規定により、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、これらの案は、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

次に、日程第14を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 14 報告第1号 専決処分した事件の報告について

○田中やすのり議長 本件について報告を求めます。

総務部長。

○高垣克好総務部長 報告第1号につきまして、地方自治法第180条第2項に基づき御報告申し上げます。

本件は、江戸川清掃工場建替工事請負契約の契約変更についてで、新設工場棟基礎の掘削工事に当たり、地中障害物の撤去処分及び汚染土壌対策工事を行うため、2月10日付で管理者の専決処分により契約を変更したことから、報告を行うものでございます。

報告は以上でございます。

○田中やすのり議長 報告は終わりました。

次に、日程第 15 を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 15 議員の派遣について

○田中やすのり議長 お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第 113 条の規定に基づき、お手元に配付いたしました文書のとおり、石川県災害廃棄物現地視察に議員を派遣することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたします。この際付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 42 分）

再 開（午後 4 時 50 分）

○田中やすのり議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、総務・事業委員長、財務委員長及び予算特別委員長から各委員会の審査報告書が提出されました。

審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもって御報告といたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第 4 号ほか 14 件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認め、議案第 4 号ほか 14 件を本日の日程に追加

し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 から追加日程第 9 までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

-
- | | | | |
|-------|---|----------|--|
| 追加日程第 | 1 | 議案第 4 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 2 | 議案第 5 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合員職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 3 | 議案第 6 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 4 | 議案第 7 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 5 | 議案第 8 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 6 | 議案第 9 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 7 | 議案第 10 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 8 | 議案第 11 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 9 | 議案第 12 号 | 和解について |
-

○田中やすのり議長 これらの案につきまして、総務・事業委員会の報告をお願いいたします。

松原総務・事業委員長。

○松原秀典総務・事業委員長 総務・事業委員会に付託されました議案第 4 号から議案第 12 号までの 9 議案につきまして、審査経過及び結果の御報告を申し上げます。

委員会では理事者より、議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。

審査に当たっては、特に質疑、意見等はなく、採決の結果、委員会は、議案第 4 号から議案第 12 号までの 9 議案につきまして、いずれも賛成多

数により原案どおり可決するものと決定いたしました。

これをもって、総務・事業委員会の報告とさせていただきます。

○田中やすのり議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

議案第４号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第５号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第５号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第６号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第６号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第７号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第７号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第８号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第８号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第９号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第９号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第１０号は、原案のとおり可決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第１１号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第１１号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第１２号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第１２号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第１０を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 １０ 議案第 １ 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計
補正予算（第 4 号）

○田中やすのり議長 本案につきまして、財務委員会の報告をお願いいたします。

福沢財務委員長。

○福沢 剛財務委員長 財務委員会で付託されました議案第 1 号につきまして、審査結果及び結果を御報告申し上げます。

委員会では理事者より、議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。

審査に当たっては、特に質疑、意見等はなく、採決の結果、委員会は議案第 1 号につきましては、全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもって財務委員会の報告を終わります。

○田中やすのり議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

財務委員会の審査結果は、原案可決でございます。

議案第１号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第１号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第１１及び追加日程第１２を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 １１ 議案第２号 令和７年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計
予算

追加日程第 １２ 議案第３号 令和７年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担
金について

○田中やすのり議長 これらの案につきましては、全議員で構成する予算特別委員会で審査しておりますので、委員長の報告は省略いたします。

これより採決いたします。

予算特別委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

初めに、議案第２号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第２号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第３号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第３号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第１３から追加日程第１５までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 １３ 議員提出議案第１号 東京二十三区清掃一部事務組合議会委員会

条例の一部を改正する条例

追加日程第 14 議員提出議案第2号 東京二十三区清掃一部事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

追加日程第 15 議員提出議案第3号 東京二十三区清掃一部事務組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

○田中やすのり議長 これらの案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号から議員提出議案第3号の3案については提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中やすのり議長 御異議なしと認めます。

よって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

深井副管理者。

○深井祐子副管理者 私から、第1回定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。本定例会に提出をさせていただきました議案につきまして慎重な御審議をいただき、いずれも原案どおり御議決を賜り、誠にありがとうございました。

本日の議決に基づきまして、また、質疑を通じての貴重な御意見を真摯に受け止め、事業執行に取り組んでまいりたいと存じます。

今後とも何とぞよろしく御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○田中やすのり議長 副管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和7年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後5時00分）

会議録署名議員

議長 田 中 や す の り

議員 お の せ 康 裕

議員 松 原 秀 典

資 料

令和7年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

議 事 日 程

令和7年2月27日（木） 午後3時25分 開議

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第6号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第7号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第8号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第9号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第10号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第11号 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第12号 和解について
- 日程第11 議案第1号 令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第2号 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
- 日程第13 議案第3号 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について
- 日程第14 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第15 議員の派遣について



6 清 総 総 第 6 4 5 号
令 和 7 年 2 月 1 8 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議 長 田 中 や す の り 様

東京二十三区清掃一部事務組合
管 理 者 吉 住 健 一

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について（通知）

本日、別紙写しのとおり令和7年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を招集する告示をしたので通知します。

おける特定の個人を識別するた
め番号の利用等に関する法律
（平成二十五年法律第
二十七号）の改正に伴い、規
定を整備する必要があるた
め、本案を提出します。



6 清 総 第 6 8 5 号
令 和 7 年 2 月 1 8 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 田中 やすのり 様

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 吉住 健一

説 明 員 の 出 席 に つ い て （ 通 知 ）

令和7年2月18日付け6清議第185号により要求のあった、令和7年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会における執行機関の出席者を下記のとおり通知します。

記

(出席者職・氏名)

副 管 理 者	深 井 祐 子
監 査 委 員	橋 本 正 彦
総 務 部 長	高 垣 克 好
調 整 担 当 部 長	古 舘 陽
清掃事業国際協力室長	渡 部 洋 一
施 設 管 理 部 長	中 尾 正 巳
処 理 技 術 担 当 部 長	南 洋 介
建 設 部 長	真 島 建 司
計 画 推 進 担 当 部 長	阿 閉 聡

総 務 課 長	増 谷 尚 余
清掃事業国際協力課長	三 羽 憲 和
管 理 課 長	鈴 木 和 歌
計 画 推 進 課 長	山 本 泰 弘

議員提出議案第三号

東京二十三区清掃一部事務組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者

東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	高森喜美子
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	酒井たくや
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	秋谷こうき
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	おぎのけんじ
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	伊藤よしのり

東京二十三区清掃一部事務組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の二部を次のように改正する。

第二十四条中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第十項中「以下」を「第十三条第五項において「に、」第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

中「第十三条第五項中「及び第三十条」を削り、同項の表第三十九条第一項第一号の項第二十八条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第二十八条第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、

「その他」を「又は」に改める。

第十九条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十九条において」を削る。

第三十二条第二項中「この章及び第四十九条において」を削る。

第三十三条第三項中「この章において」を削る。

第三十九条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十

九条において」を削る。

第四十条第三項中「この章において」を削る。

第四十一条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第四十九条から第五十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

1 (施行期日) この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第五十四条から第五十六

条までの改正規定及び次項の規定は、令和七年六月一日から施行する。

2 (経過措置) この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行による刑法（明治四十年法律第四十五号）の改正及び情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行による行政手続に

本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうち、その原本を確認し、又は交付する必要がある場合その他の当該通知のうち、第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことは、議長又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、前各項の規定を適用する第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。」とする。

第二百十三条の三 この規則の規定（第二十六条第一項（第八十二条において準用される場合を含む。）を除く。）において、議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

第二百十四条中「はかつて」を「諮って」に改める。

この規則は、令和七年六月二十六日から施行する。

（提案理由）
 出欠をより正確に把握するため欠席事由を明確化するためその手続等を定め、及び議員の常任委員会のオンラインによる開催を可能とする必要があることから、及び議員の提出します。



令和 7 年 2 月 2 7 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議 長 田 中 やすのり 様

総務・事業委員長
松 原 秀 典

総 務 ・ 事 業 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則
第 7 4 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
議案第 4 号	東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 5 号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 6 号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 7 号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 8 号	東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 9 号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 10 号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 11 号	東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 12 号	和解について	原案可決



令和 7 年 2 月 2 7 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議 長 田 中 やすのり 様

財務委員長
福 沢 剛

財 務 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則
第 7 4 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
議案第 1 号	令和 6 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決



令和 7 年 2 月 2 7 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議 長 田 中 やすのり 様

予算特別委員長
福 沢 剛

予 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則
第 7 4 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
議 案 第 2 号	令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合 一般会計予算	原案可決
議 案 第 3 号	令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合 経費分担金について	原案可決

議

案

議案第 1 号

令和 6 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度東京二十三区清掃一部事務組合の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,146,866千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,226,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（組合債の補正）

第 3 条 組合債の変更は、「第 3 表組合債補正」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 吉 住 健 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		15,335,198	△296,743	15,038,455
	1 使用料	8,262	832	9,094
	2 手数料	15,326,936	△297,575	15,029,361
3 国庫支出金		6,137,736	△42	6,137,694
	2 国庫委託金	1,305	△42	1,263
4 財産収入		86,571	5,615	92,186
	1 財産運用収入	67,501	12,588	80,089
	2 財産売却収入	19,070	△6,973	12,097
7 繰越金		2,700,000	2,193,872	4,893,872
	1 繰越金	2,700,000	2,193,872	4,893,872
8 諸収入		12,608,766	△883,568	11,725,198
	2 預金利子	105	7,411	7,516
	3 有価物売却収入	517,257	△152,343	364,914
	4 雑入	12,090,492	△752,916	11,337,576
	5 受託事業収入	0	14,280	14,280
9 組合債		13,724,000	△2,166,000	11,558,000
	1 組合債	13,724,000	△2,166,000	11,558,000
歳 入 合 計		102,372,866	△1,146,866	101,226,000

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,350,749	△40,079	1,310,670
	1 総務管理費	1,346,034	△39,831	1,306,203
	2 監査委員費	4,715	△248	4,467
3 清掃費		81,452,227	△3,918,184	77,534,043
	1 清掃費	50,314,957	△1,029,664	49,285,293
	2 施設整備費	31,137,270	△2,888,520	28,248,750
4 職員費		11,403,989	△173,500	11,230,489
	1 職員費	11,403,989	△173,500	11,230,489
5 公債費		5,445,315	△17,497	5,427,818
	1 公債費	5,445,315	△17,497	5,427,818
6 諸支出金		2,407,701	3,002,394	5,410,095
	1 財政調整基金積立金	7,701	8,394	16,095
	2 施設整備基金積立金	2,400,000	2,994,000	5,394,000
歳出合計		102,372,866	△1,146,866	101,226,000

第2表 繰越明許費

(単位：千円)			
款	項	事業名	金額
3 清掃費	1 清掃費	焼却施設管理 (新江東清掃工場ごみクレーン給電ケーブル更新工事)	96,000
3 清掃費	2 施設整備費	公害監視設備整備 (多摩川清掃工場pH計等更新工事)	14,400
3 清掃費	2 施設整備費	建築設備等整備 (新江東清掃工場高光度航空障害灯更新工事)	19,900

第3表 組合債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千歳清掃工場 延命化事業	補正前	2,428,000	証書借入、または証券発行の方法により起債する。 証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面価格を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とする。 金融の事情その他の都合により、起債額の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。	年5.0%以内	起債のときより据置期間を含め20年以内に償還する。 ただし、融資条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還することもある。
	補正後	2,370,000			
新江東清掃工場 延命化事業	補正前	2,108,000	証書借入、または証券発行の方法により起債する。 証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面価格を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とする。 金融の事情その他の都合により、起債額の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。	年5.0%以内	起債のときより据置期間を含め20年以内に償還する。 ただし、融資条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還することもある。
	補正後	0			

議案第2号

令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,606,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

令和7年2月27日提出

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 吉 住 健 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		52,000,000
	1 分担金	52,000,000
2 使用料及び手数料		15,076,109
	1 使用料	10,377
	2 手数料	15,065,732
3 国庫支出金		8,165,656
	1 国庫補助金	8,164,272
	2 国庫委託金	1,384
4 財産収入		67,272
	1 財産運用収入	44,799
	2 財産売却収入	22,473
5 寄附金		3,755
	1 寄附金	3,755
6 繰入金		8,488,000
	1 基金繰入金	8,488,000
7 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
8 諸収入		11,179,208
	1 延滞金、加算金及び過料	896
	2 預金利子	10,619
	3 有価物売却収入	426,432
	4 受託事業収入	33,600
	5 雑収入	10,707,661
9 組合債		9,326,000
	1 組合債	9,326,000
歳 入 合 計		104,606,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		15,580
	1 議会費	15,580
2 総務費		1,407,030
	1 総務管理費	1,402,337
	2 監査委員費	4,693
3 清掃費		82,806,032
	1 清掃費	55,825,017
	2 施設整備費	26,981,015
4 職員費		11,169,956
	1 職員費	11,169,956
5 公債費		6,427,312
	1 公債費	6,427,312
6 諸支出金		2,480,090
	1 基金積立金	2,480,090
7 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳 出 合 計		104,606,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
人事・給与関係事務 (庶務事務システム改修委託)	令和8年度	54,747
焼却作業管理 (世田谷清掃工場夜間及び休日管理業務委託)	令和8年度	7,831
焼却技術管理 (世田谷清掃工場ごみパンカ等清掃委託)	令和8年度	83,010
焼却技術管理 (練馬清掃工場排ガス分析計更新工事)	令和8年度	83,965
焼却技術管理 (有明清掃工場排ガス分析計更新工事)	令和8年度	53,931
焼却施設管理 (中央清掃工場発電機制御盤整備工事)	令和8年度	9,994
焼却施設管理 (港清掃工場プログラマブルロジックコントローラ整備工事)	令和8年度	72,768
焼却施設管理 (港清掃工場非常用発電機整備工事)	令和8年度	16,542
焼却施設管理 (品川清掃工場プログラマブルロジックコントローラ整備工事)	令和8年度	38,450
焼却施設管理 (品川清掃工場電気設備整備工事)	令和8年度	18,146
焼却施設管理 (大田清掃工場第一工場動力高圧変圧器盤更新工事)	令和8年度 ～ 令和9年度	298,908
焼却施設管理 (千歳清掃工場蒸気タービン整備工事)	令和8年度	69,759
焼却施設管理 (新江東清掃工場ごみクレーン給電ケーブル更新工事)	令和8年度	175,086
焼却施設管理 (有明清掃工場給じんフィーダ整備工事)	令和8年度	143,710

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
焼却施設管理 (足立清掃工場プログラマブルロジックコントローラ整備工事)	令和8年度	32,394
焼却施設管理 (葛飾清掃工場過熱器整備工事)	令和8年度	179,518
処理施設経費 (粗大破砕ごみ運搬用コンテナ購入)	令和8年度	21,945
渋谷清掃工場用地取得事業 (物件等損失補償金)	令和8年度	39,820
江戸川清掃工場建設事業 (環境影響評価事後調査委託)	令和8年度	522
北清掃工場建設事業 (建替工事)	令和8年度 ～ 令和11年度	2,251,172
世田谷清掃工場建設事業 (建替工事)	令和8年度 ～ 令和15年度	69,888,808
板橋清掃工場建設事業 (計画策定調査委託)	令和8年度	9,754
板橋清掃工場建設事業 (環境影響評価調査計画書作成委託)	令和8年度	1,487
墨田清掃工場リニューアル事業 (工事設計等業務委託)	令和8年度 ～ 令和10年度	503,393
墨田清掃工場リニューアル事業 (環境影響評価書作成委託)	令和8年度 ～ 令和10年度	136,323
墨田清掃工場リニューアル事業 (リニューアル工事アドバイザー業務委託)	令和8年度 ～ 令和10年度	97,337
新江東清掃工場延命化事業 (電気設備更新工事)	令和8年度 ～ 令和10年度	1,552,771
計		75,842,091

第3表 組合債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
江戸川清掃工場建設事業	6,618,000	証書借入、または証券発行の方法により起債する。証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面価格を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とする。	年5.0%以内	起債のときより据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、融資条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還することもある。
中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業	2,708,000	金融の事情その他の都合により、起債額の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。		
計	9,326,000			

議案第三號

令和七年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

令和七年度東京二十三区清掃一部事務組合規約（平成十二年二月二十一日東京都知事許可）第
東京二十三区清掃一部事務組合規約（平成十二年二月二十一日東京都知事許可）第
十六條の規定に基づき、令和七年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金額を次
のとおり定める。

一	分担金総額	金五百二十億円
二	各区の分担金額	

(1) 分担金の算定、各区の分担金額は、区収集ごみ量相当分と持込ごみ量相当分の合計額とし、次により算出する。

ア 令和七年度当初予算の特別区分担量と持込手数料との合計額を令和五年度における二十三区全体の区収集ごみ量と持込ごみ量の割合で按分する。

イ 令和七年度当初予算の特別区分担量と持込手数料との合計額を令和五年度における二十三区全体の区収集ごみ量と持込ごみ量の割合で按分する。

十三区全体の区収集ごみ量の中で、区別の区収集ごみ量が占める割合（以下「区収集ごみ量割」という。）で按分し、各区の区収集ごみ量相当分の分担金

を算出する。

ごみ量の中で、区別の持込ごみ量が占める割合（以下「持込ごみ量割」とい

エ
イ及びウにより算出した金額の合計額を各区の分担金額とする。

の定めた数値を、(1)ウで用いるごみ量は特別区長会の定めた数値を用いるもの

端数処理 (1) の区
収ごみ量割及び持込ごみ量割による按分に当たっては、小

み量相当分の分担金算定に当たっては、五百円未満の端数があるときはその端

して計算するものとする。ただし、端数処理を行った後の各区の分担金額の合

納付額 各区の納付額は、次の(1)に掲げる額と(2)に掲げる額の合計に、(3)に掲

前号により算定した額

月二十七日議決）第六号により調整する額

納付方法

各月分の納付期限は、当該月の二十五日とする。ただし、令和七年十二月分

五 各月の納付額は、十二月二十二日とする。

(1) 令和七年四月から令和八年二月までの当該区に係る各月の納付額は、第三号に掲げる額と同号に掲げる額との合計額を十二で除して得た額及び同号第三号に掲げる額を十二で除して得た額とを、

(2) 令和八年三月分の当該区に係る納付額は、当該区の納付額から、令和七年四月から令和八年三月分の当該区に係る納付額の合計額を差し引いた額とする。

六 定算額と、次の表に掲げる事項に係る規定に当たっては、第二号により算出する。

七 調整額と、次の表に掲げる事項に係る規定に当たっては、第二号により算出する。

持込手数料	持込手数料
令和七年度当初予算	令和七年度決算
令和五年度	令和七年度

(提案理由)

三区東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金を定める必要があるため、本案を提出します。

議案第四号

東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉 住 健 一

東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例
東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護法施行条例（令和五年条例第一号）の
一部を次のように改正する。

附則第八項及び第九項の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四

年法律第六十八号）の施行による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正
に伴い、罰則に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

議案第五号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉 住 健 一

東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
の
東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例（平成十二年条例第十四号）
の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整
備する必要があるため、本案を提出します。

議案第六号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住 健 一

東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成二十二年条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第十條第一項及び第二項中「第十條の三第一項及び第三項」を「第十七條の三第一項」に改める。
第十條の二の見出し及び同條第一項から第三項までの規定中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。
第十條の三を削る。
第十六條第一項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。
第十七條第一項中「組合規則で定める者」の下に「（第十七條の四第一項において

「配偶者等」という。」「を加える。
第十七條の二の次に次の三條を加える。

第十七條の三 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員の子その他組合規則で定める当該職員の子を養育するた
め、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に
おける休暇として、子育て部分休暇（子育て部分休暇を承認するものとする。）を
第二條の四 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員に対する意向確認等（

第十七條の五 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一
日）から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせ
なければならない。
該職員の意向を確認するための面談その他の組合規則で定める措置を講じなければ
ならない。

第二條の五 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一
日）から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせ
なければならない。
該職員の意向を確認するための面談その他の組合規則で定める措置を講じなければ
ならない。

第十七條の五 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一
日）から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせ
なければならない。
該職員の意向を確認するための面談その他の組合規則で定める措置を講じなければ
ならない。

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 三 前二号に掲げる措置のほか、組合規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	1 (施行期日) この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 (施行前の準備) この条例による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十條の二第一項の規定による超過勤務の制限に係る請求(三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)は、この条例の施行の日前においても行うことができる。	(提案理由) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)に基づく部分休業期間の補完を目的とした子育て部分休暇の新設のため及び育児休業、介護休業等育児休業又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和六年法律第四十二号)の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。
---	---	--

議案第七号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住 健 一

東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成十二年条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「又は勤務時間条例」を「勤務時間条例」に改め、「規定による介護時間」の下に「又は当該介護時間」を「当該介護時間又は当該子育て部分休業」を加え、「又は当該介護時間」を「当該介護時間又は当該子育て部分休業」に改め、同条第三項中「又は当該介護時間」を「当該介護時間又は当該子育て部分休業」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休業」に改める。

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）に基づく部分休業期間の補完を目的とした子育て部分休暇の新設に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

議案第八號

東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例（平成十二年条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百八十四」を「百分の百九十四」に、「百分の百八十七」を「百分の百九十五」に改める。

附 則
この
条例
は、
令和
七年
四月
一日
から
施行
する。

(提案理由)
関係特別区が組織する他の一部事務組合の常勤副管理者の給料等との均衡を図るた

め、本案を提出します。

議案第九号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉 住 健 一

東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
号の二部を次のように改正する。
第二十五条第二項中「及び第十五条」を削る。
第三十二条及び第三十三条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条第二項の改正規定 令和七年四月一日

二 第三十二条及び第三十三条の改正規定 令和七年六月一日

2 (経過措置) 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)及び刑法等の一部を改

正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)並びにこの条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められて
いる罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の東京二十三区清掃一部事
務組合職員の給与に関する条例第三十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)及
び第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定めら
れている罪につき起訴をされた者とみなす。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、組合規則で
定める。

(東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
一部改正)

4 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令
和四年条例第十三号)の一部を次のように改める。

(提案理由)

国の給与制度との均衡等を踏まえ、支給要件を満たす再任用職員に対し、令和七年
度から新たに住居手当を支給可能とするため及び刑法等の一部を改正する法律(令和
四年法律第六十七号)の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出し
ます。

東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例

令和七年二月二十七日

東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する

附則第十二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(經過措置)

前項第一号の規定による改正後の東京第二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例第十五条第八項第四号（同条第九項において準用する場合を含む。）

する就業促進

並びにこの条

いる罪につき起訴をされた者とみなす。

4 (委任)
前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、組合規則で定める。

(提案理由)
雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第二十六号)及び刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

議案第十一号

東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉 住 健 一

東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例（平成十二年条例第四十号）の
一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表（第四条の二関係）

番号	1	2	3
種別	電柱	標識	水道管
単位	一本一月	一本一月	一メートル一月
金額	一、九三三円	一、一四五円	一七一円

4	5	6	7	8	9
電線	鉄塔	変圧塔、マンホールの類	郵便差出箱	公衆電話所	地下の工 地下部分
外径四十センチメートル以上 一メートル未満のもの	電線	地下電線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル未満のもの
一メートル一月	一メートル一月	一メートル一月	一メートル一月	一メートル一月	一メートル一月
四二九円	八五九円	一七一円	四二九円	八五九円	四二九円

2 (経過措置) この条例の施行の際、現に許可を受けて行政財産を使用している者の使用料については、その許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

(提案理由) 特別区の公園占用料等の改定を踏まえ、東京二十三区清掃一部事務組合の行政財産使用料に関する規定を改正する必要があるため、本案を提出します。

備考	1	2	3	4	5	附則	1
	期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。	時間が一時間に満たない端数は、一時間とみなす。	長さが一メートルに満たない端数は、一メートルとみなす。	面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。	写真撮影に伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。		この施行期日は、令和七年四月一日から施行する。

10	高架の工作物	月一平方メートル	七一六円
11	天体、気象又は土地の観測施設	月一平方メートル	一、四二〇円
12	写真撮影のための使用	撮影機一台一月	一一、二八〇円
13	写真撮影 ののための 一時的な 使用	写真撮影 映画、テレビ及びビデオの 撮影	一、九九七円 一七、六二五円
14	その他の 使用	競技会、集会等 その他管理者が適当である と認める場合	日一平方メートル 四七円 四七円

議案第十二号

和解について

右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉 住 健 一

東京電力ホールディングス株式会社に対する賠償請求（令和四年度分）に係る賠償金の額について、次のとおり和解したいので、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定により議会の議決を求める。

一 当事者

甲 東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号

乙 東京都千代田区幸町一丁目一番三号

二 和解の内容

乙は、平成二十三年三月十一日に発生した乙の福島第一原子力発電所の事故による甲の廃棄物処理事業に係る損害に関し、甲がその損害賠償として請求した賠償金千三百六十七万二千六百七十円のうち、千三百十四万六千三百二十円を甲に

支払う（内訳は別紙のとおり）。

三 事案の概要

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に伴う乙の福島第一原子力発電所の事故に起因して甲が実施した放射能対策の経費（令和四年度分）について、甲が被った損害の賠償として乙に請求したことに対し、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「原子力損害の範囲の判定等に関する指針」を踏まえて乙が策定した「賠償の具体的な算定基準」に基づき、乙から賠償金の額の提示があったので、これに合意するものである。

（提案理由）

一 和解することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第

賠償金額内訳（令和４年度分）

（単位：円）

賠償項目	請求額	提示額	差額	備考
A 放射線測定費用	13,908,070	13,381,720	△ 526,350	
（１）清掃工場等における放射線量測定委託費	12,417,900	12,287,550	△ 130,350	放射線量測定委託費の一部
（２）放射線量測定機器維持管理費等	1,490,170	1,094,170	△ 396,000	積算線量計の校正費
B 汚染焼却灰等の保管・処分に係る追加的費用	1,178,100	1,178,100	0	
指定廃棄物一時保管費	1,178,100	1,178,100	0	
（ア）小計＝A＋B	15,086,170	14,559,820	△ 526,350	
（イ）国庫補助金等受領額	1,413,500	1,413,500	0	
合計（ア）－（イ）	13,672,670	13,146,320	△ 526,350	

報告第一号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、別紙調書のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和七年二月二十七日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉 住 健 一

議決を得た契約の契約変更調書

- 1 契 約 件 名

江戸川清掃工場建替工事
- 2 契 約 の 相 手 方

カナデビア・竹中特定建設工事共同企業体
- 代表者

大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
カナデビア株式会社
取締役社長 桑原 道
復代理人
東京都品川区南大井六丁目26番3号
カナデビア株式会社 東京本社
環境営業統括部長 金谷 孝之
- 3 当初契約年月日

令和2年9月30日
- 4 専決処分年月日

令和7年2月10日
- 5 契約変更年月日

令和7年2月12日
- 6 工 期

令和2年9月30日から令和9年5月31日まで（変更なし）
- 7 変 更 理 由

新設工場棟基礎の掘削工事にあたり、地中障害物の撤去処分及び汚染土壌対策工事を行うため。

変更前契約金額	変更後契約金額	変更増減額	増減率
62,365,798,000 円	62,637,564,000 円	271,766,000 円	0.44%

議員提出議案第一号

東京二十三区清掃一部事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者

東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	高森喜美子
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	酒井たくや
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	秋谷こうき
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	おぎのけんじ
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	伊藤よしのり

東京二十三区清掃一部事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例
の第二項の表総務・事業委員会の項中「九人」を「八人」に、同表運営委員会の項中「五人」を「六人」に改める。
第三項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。
5 任期満了による後任者の任期は、後任者の選任が議題とされる場合は、第一項の規定にかかわらず、前任者の任期は、後任者の選任が議題とされる会議が開催される日の会議時間（東京二十三区清掃一部事務組合議会会議規則（平成十二年東京二十

三）区清掃一部事務組合議会会議決。以下「会議規則」という。～第八条に定めるものをいう。～の開始時刻に満了するものとする。
第十條の次に次の一条を加える。
第十條の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる。～
とができる。ただし、第十五条の秘密会はこの限りでない。～
一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができ

二 合 き ない事由により委員会を招集しようとする場所に委員会を招集しようとする場所に
二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に
二 前項の規定により困難である場合
二 前項の規定により委員会の開催が認められ、オンラインによる方法で出席する委員

三 席を希望する委員は、あらかじめ委員長に、オンラインによる方法で出席する委員
三 は、この条例の規定により開会された委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定
四 める。
四 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定

第二十條中「管理者」の下に「、公平委員会の委員長（公平委員会の事務の委託を受けた人事委員会の委員長を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。
議長の前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するとき、は、
第十八條第一項中「東京二十三区清掃一部事務組合議会会議規則（平成十二年東京

二十三区清掃一部事務組合議会議決。以下「会議規則」という。」を「会議規則」に改める。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子計算機（入力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機（出力装置を含む。以下この項において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十四条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

3 第二十一条は、次の一項を加える。

第二十四条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

この条例は、令和七年六月二十六日から施行する。

（提案理由）

ト 常任委員会を安定的に開催するため、委員定数を見直し、並びに将来的なタブレット及び会議システムの導入に向けて、委員会のオンラインによる開催を可能とする対策を講ずる必要があるため、本案を提出します。

議員提出議案第二号

東京二十三区清掃一部事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者

東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	高森喜美子
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	酒井たくや
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	秋谷こうき
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	おぎのけんじ
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	伊藤よしのり

東京二十三区清掃一部事務組合議会会議規則の一部を改正する規則
 東京二十三区清掃一部事務組合議会規則へ平成十二年東京二十三区清掃一部事務組合議決の一部を次のように改正する。
 第二次中「第百十四条」を「第百十三条の二―第百十四条」に改める。
 第二中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改める。
 第十八条中「かえる」を「代える」に改める。
 第十九条及び第二十二条第二項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第二十五条中「議場」を「議場」に改める。
 第二十九条第二項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第三項中「聞いて」を「聴いて」に改める。
 第三十一条及び第三十四条中「はかつて」を「諮って」に改める。
 第三十六条第一項中「聞き」を「聴き」に改める。
 第三十六条第二項及び第五十六条第四項中「はかつて」を「諮って」に改める。
 第六十五条前段中「委員でない議員」の下に「へ以下この条において「委員外議員」という。」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条後段中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の二項を加える。
 2 前項の場合において、法第九十九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員がオンラインにより開かれていたときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならぬ。又第七十五条中「議長は表決をとろう」を「議長又は委員長は、表決を採ろう」に改める。
 第七十六条中「議場」の下に「又は委員会の会議室」を加え、同条に次のただし書を加える。
 インただし、委員会において、法第九十九条第九項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。
 第七十八条第二項中「はかつて」を「諮る」に改め、同条第二項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。
 第八十四条第一項中「はかつて」を「諮る」に改め、同条第二項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。
 第八十五条第一項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第二項中「は

本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通
 知に係る文書等のうち、その原本を確認し、又は交付する必要がある場合、その他
 当該通知のうち、第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用して議長が定める場合
 には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前
 各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、
 「行われた通知へ第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下こ
 の項から第五項までにおいて同じ。」とする。
 第百十三条の三 この規則の規定（第二十六条第一項（第八十二条において準用され
 る場合を含む。）を除く。）において、議会等が文書等を作成し、又は保存すること
 （次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定
 にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行
 うことができる。
 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規
 則の規定により、文書等により行われたものとは、当該作成等に関するこの規
 則の規定を適用する。
 第百十四条中「はかつて」を「諮って」に改める。
 附則 この規則は、令和七年六月二十六日から施行する。

（提案理由）
 出欠をより正確に把握するため欠席事由を明確化するためその手続等を定め、及び議員
 の常任委員会のオンラインによる開催を可能とする必要があることから、及び議員
 提出します。

議員提出議案第三号

東京二十三区清掃一部事務組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月二十七日

提出者

東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	高森喜美子
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	酒井たくや
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	秋谷こうき
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	おぎのけんじ
東京二十三区清掃一部事務組合議会議員	伊藤よしのり

東京二十三区清掃一部事務組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の二部を次のように改正する。

第二十四条中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第十項中「以下」を「第十三条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

中「第十三条第五項中「及び第三十条」を削り、同項の表第三十九条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第二十八条第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、第二項第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、同条

「その他」を「又は」に改める。

第十九条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十九条において」を削る。

第三十二条第二項中「この章及び第四十九条において」を削る。

第三十三条第三項中「この章において」を削る。

第三十九条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十

九条において」を削る。

第四十条第三項中「この章において」を削る。

第四十一条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第四十九条から第五十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第五十四条から第五十六

条までの改正規定及び次項の規定は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行による刑法（明治四十年法律第四十五号）の改正及び情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行による行政手続に

おける特定の個人を識別するた
め番号の利用等に関する法律
（平成二十五年法律第
二十七号）の改正に伴い、規
定を整備する必要があるた
め、本案を提出します。

令和7年第1回定例会
東京二十三区清掃一部事務組合議会会議録

令和7年3月 発行

編集発行 東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館20階
電話 03(5210)9729

印	刷	物	登	録
令和6年度 第115号				

この冊子は再生紙を使用しています。